

第1次旭川市交通安全計画 概要版

第1部 総論

第1章 交通安全計画について

- 1 計画の位置付け・期間等
根拠 交通安全対策基本法第26条
趣旨 陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるとともに、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定める。
期間 令和4年度から令和8年度までの5年間
- 2 計画の基本理念
 - ・交通事故のない社会を目指して
 - ・人優先の交通安全思想
 - ・高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築
- 3 計画の推進
- 4 これから5年間（計画期間）において特に注視すべき事項
 - ・高まる安全への要請と交通安全
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響の注視

第2章 交通事故等の現状等

- 1 道路交通事故の現状
- 2 踏切事故の状況等

第3章 交通安全計画における目標

- 1 道路交通の安全についての目標
 - ・年間の24時間交通事故死者数を3人以下とする。
達成後は更に死者数をゼロに近づけることを目標に、事故そのものの減少や死傷者数を減少させることを目指す。
- 2 踏切道における交通の安全についての目標
 - ・踏切事故の発生の防止に努める。

第4章 重点課題

- 1 高齢社会を踏まえた総合的な対策
- 2 飲酒運転の根絶
- 3 スピードダウン
- 4 シートベルトの全席着用
- 5 自転車の安全利用
- 6 生活道路における安全確保
- 7 踏切道における交通安全対策
- 8 冬季に係る陸上交通の安全

第2部 講じようとする施策

第1章 道路交通環境の整備

- 1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- 2 幹線道路における交通安全対策の推進
- 3 交通安全施設等の整備事業の推進
- 4 高齢者等の移手段の確保・充実
- 5 効果的な交通規制の推進
- 6 自転車利用環境の総合的整備
- 7 交通需要マネジメントの推進
- 8 災害に備えた道路交通環境の整備
- 9 総合的な駐車対策の推進
- 10 道路交通情報の充実
- 11 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
- 12 冬季道路交通環境の整備

第2章 交通安全思想の普及徹底

- 1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- 2 効果的な交通安全教育の推進
- 3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
- 4 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
- 5 地域における交通安全活動への参加・協働の推進

第3章 安全運転の確保

- 1 運転者教育等の充実
- 2 防災気象情報等の充実

第4章 救助・救急活動の充実

- 1 救助・救急体制の整備
- 2 関係機関の協力関係の確保等

第5章 被害者支援の充実と推進

第6章 踏切道における交通の安全